

利用規則

当施設では、お客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第10条に基づき、次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この利用規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款第7条により宿泊または施設内の諸施設のご利用をお断り申し上げます。またこの利用規則をお守りいただけないことにより生じた事故については、当施設は責任を負いかねますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

- 下記の物品は、他のお客様の迷惑になりますのでお持ち込みを禁止致します。
 - 動物、鳥類、ペットの類（但し、補助犬は除く）
 - 悪臭または高温を発するもの
 - 火薬、揮発油、その他発火・引火性のもの
 - 常識的な量をこえる物品
 - 法により所持を許可されていない銃火器、刀剣、薬物の類
- 客室の宿泊以外の目的での入室及びご使用、並びに宿泊登録者以外の方の客室のご使用はご遠慮いたしております。施設の許可なく客室やロビーを営業行為・事務所・パーティー等の目的でのご使用は固くお断りいたします。
- 未成年者のみの宿泊は、とくに保護者や管理者の許可がない限りお断りいたします。
- 施設内及び敷地内で広告物の配布・物品の販売・勧誘等の行為はお断りいたします。
- 賭博や風紀を乱すような行為、他のお客様に迷惑のかかるような行為はお断りいたします。
- 暴力団及び暴力団員並びに公共の秩序に反する恐れのある場合には、ご利用をお断りいたします。
(予約成立後、或いは利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断り申し上げます。)
- 施設外からの飲食物の注文はご遠慮いたしております。
- ナイトウェア、スリッパ等のままで建物から外出することをご遠慮ください。
- 館内外の諸施設及び諸物品についてのお願い。
 - その目的以外の用途にご使用なさらないでください。
 - 施設の外に持出さないでください。
 - 他の場所に移動したり加工したりしないでください。
- 館内外の諸設備、備品の汚損、破損、紛失については、実費を申し付けます。
- 客室内や敷地内で許可なく営業上の目的で写真撮影はなさらないでください。
- ご滞在中に客室から出られる時は施錠をご確認ください。ご在室中や特にご就寝の時はドアの内鍵と掛金による施錠をお勧めいたします。来訪者には不用意に開扉なさらず、掛金をかけたままドアを半開きにしてご確認ください。
- 客室内では火災の原因となるような行為はなさらないでください。また、暖房用、炊事用などの熱を発する器具などをご使用にならないでください。
- 施設全館禁煙です。喫煙は、当館指定箇所のみ可能としております。
- 万一に備え、客室入口ドア内側に提示してある「避難経路図」及び各階の非常口をご確認ください。
- ご滞在中の現金、貴重品の保管には、お部屋に備え付けの金庫をご利用ください。万一客室内で紛失や盗難事故が発生した場合は、当施設では一切の責任を負いません。
- お忘れ物は発見した日から一定期間当施設にて保管し、その後は遺失物法に基づいて取り扱わせていただきます。
- ご滞在中、フロントからご精算のお願いをすることがございます。その都度フロントでのお支払いをお願い申し上げます。なお、当施設が請求してもお支払い頂けない場合は、客室のご利用をお断りする場合がございます。
- お買物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物送料などお立替はお断りさせていただきます。
- 客室の館内電話では外線電話ができません。よって自身の携帯電話をご使用いただく、もしくはフロントにお申し出頂き、有料にてご使用いただけます。
- 館内レストランにて部屋付けのご署名をなさる場合には、必ず客室の鍵をご提示ください。
- 旅行小切手以外の小切手でのお支払い及び外貨両替には応じかねますのでご了承ください。

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この契約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

- 2 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約は優先するものとします。

(宿泊契約のお申し込み)

第2条 当施設に宿泊契約のお申し込みをなさる方は、次の事項を当施設にお申し出いただきます。

- ① 宿泊者名及び宿泊人数
 - ② 宿泊日及び到着予定時刻
 - ③ 宿泊料金（原則として別表1の基本宿泊料による）
 - ④ 申込者名及びその連絡先
 - b. 宿泊料金の支払い者名及びその連絡先
 - ⑤ その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を越えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する期日までにお支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同額の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結を致しかねます。または宿泊契約の解除いたします。

- ① 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- ② 満室（員）により客室の提供が出来ないとき。
- ③ 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- ④ 宿泊しようとする方が、伝染病であると明らかに認められるとき。
- ⑤ 宿泊に関し、合理的な範囲を越える負担を求められたとき。
- ⑥ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊することができないとき。
- ⑦ 宿泊しようとする方が、泥酔などで他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められたとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- ⑧ 宿泊しようとする方が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- ⑨ 宿泊しようとする方が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- ⑩ 宿泊しようとする方が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者であるとき。
- ⑪ 宿泊しようとする方が宿泊施設若しくは宿泊施設従業員に対し、暴力的要求行為を行ったとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約を全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第7条 当施設は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除いたします。

- ① 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
 - ② 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - ③ 宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。
 - ④ 天災など不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - ⑤ 宿泊しようとする者が泥酔などにより、他の宿泊者に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - ⑥ 寝室での寝たばこ、消防用設備などに対するいたづら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - ⑦ 宿泊客が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力と判明したとき。
 - ⑧ 宿泊客が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体と判明したとき。
 - ⑨ 宿泊客が法人でその役員のうち暴力団員に該当する方と判明したとき。
 - ⑩ 宿泊客が宿泊施設若しくは宿泊施設従業員に対し、暴力的要求行為を行ったとき。
- 2 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供をうけていない宿泊サービスなどの料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客には、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- ① 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - ② 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日（パスポートのコピー）
 - ③ 出発日及び出発予定時刻
 - ④ その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカードなど通貨に代り得る方法より行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時のそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後2時からご出発日の午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合において、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当施設は、前項の既定にもかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応ずることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - ① 午後3時までは、室料金の30%
 - ② 午後6時までは、室料金の50%
 - ③ 午後6時以降は、室料金の100%

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当施設の主な施設の営業時間は別表3に掲げる通りとし、その他の施設の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の表示、客室内のサービスディレクトリーなどでご案内いたします。

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金などの内訳は、別表1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金などの支払いは、通貨又は当施設が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカードなど、これに代わりうる方法により、宿泊客の出発の際、又は当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第13条 当施設は、宿泊契約及びこれに関する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当施設で、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害補償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

(寄託物の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損などの損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、当施設がその種類及び価額の明告を求めた場合で、宿泊客がそれを行わなかったときは、当施設はその損害の賠償は10万円を限度とします。

- 2 宿泊客が、当施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当施設の故意又は過失により滅失、毀損などの障害が生じた場合以外は、当施設は賠償いたしかねます。ただし、当施設の故意又は過失により滅失、毀損などの障害が生じた場合で、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、10万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 客室の手荷物が宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任を持って保管します。手荷物は、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明した時は、当施設は当該所有者に連絡するとともにその明示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき処理します。
- 3 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、本条第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、本条第2項の場合にあつては前条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(個人情報の取扱い)

第19条 当施設では、お客様から提供される個人情報について、当施設のプライバシーポリシーに則り、適切に取扱います。

宿泊約款 別表1-3

別表1 宿泊料金などの内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

宿泊客が支払うべき総額	料金	内訳
	宿泊料金	(1) 基本宿泊料 (室料)
	追加料金	(2) 飲食及びその他の利用料金
	税金	(3) 消費税

- 備考
1. 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。
 2. 税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表2 違約金（第6条第2項関係）

契約申込数\契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	3日前
一般	14名まで	100%	100%	80%	50%
団体	15～99名まで	100%	100%	80%	50%

- (注)
1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率を示します。
 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、一日分（初日）の違約金を収受します。

別表3 営業時間（第11条）

フロントデスク	9時～18時 (18時～翌9時 宿直対応)	
レストラン「Natura(ナチュラ)」	朝食	7時～10時 ※ご予約のみ
	ランチ	11時30分～14時00分
	ディナー	18時～ ※ご予約のみ

注) 営業時間は、臨時に変更することがございます。